

第22期第13回檜山海区漁業調整委員会 記録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和5年5月22日 14時
場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

2 出席委員氏名

工藤 幸博、成田 直彦、厂原 勝彦、加藤 元、水野 諭、久貴谷 英二、
田中 義人、松崎 敏文、石橋 満、市山 智敏、齊藤 誠、辻 裕樹
(欠席委員氏名：花田 英一、田畑 明、工藤 智司)

3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 中野水産課長、村山漁業管理係長、土門技師

4 事務局氏名

日光事務局長、駒形主事

5 議事事項

議案第1号 檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）（案）
について（答申）

議案第2号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）

議案第3号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分
案等について（答申）

議案第4号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
（答申）

6 報告事項

- (1) 令和5管理年度知事管理漁獲可能量の一部変更について
- (2) 共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理等の状況等の報告について
- (3) 漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準について

7 議事の顛末

日光局長： ただ今より、第22期第13回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： 挨拶（略）

日光局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。
檜山振興局水産課の中野課長、村山漁業管理係長、土門技師です。
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

本日の出席委員は、委員定数15名中12名の出席で規定数を満たしているため、委員会は成立いたします。

日光局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、成田委員と厂原委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号の「檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）（案）について」を上程します。

事務局から説明させます。

日光局長： 議案第1号の「檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）（案）について」ご説明します。

共同漁業権及び区画漁業権の漁場計画につきましては、これまで切替小委員会並びに本委員会で何度もご審議いただきました。

さきの第12回委員会で振興局最終案をご審議いただき、異議ない旨、道に対し回答したところでございますが、今般、漁業法第64条第4項及び第86条第2項の規定に基づき、漁場計画案に係る諮問が北海道知事からあったところです。

これを踏まえ、漁業法第64条第5項に基づく公聴会を委員の皆様のご協力をいただき、5月8日奥尻町、5月15日乙部町・せたな町で、それぞれ開催し、利害関係人の意見聴取が終了しましたことから、漁場計画案についてご審議をいただくものです。

それでは、資料1-1をご覧ください。こちらは、知事からの諮問文です。

次に、資料1-2をご覧ください。

檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）（案）です。

振興局最終案からの変更点はございません。

なお、資料に漁場図を添付しておりませんが、漁場の区域につきましても、振興局最終案からの変更点はございません。

免許予定日は、令和5年9月1日、申請期間は、令和5年6月11日から令和5年7月10日午後5時までとなっております。また、保全沿岸漁場の設定はありません。

次に、資料1-3をご覧ください。

こちらは、公聴会開催結果一覧です。3箇所で開催し、合計8名の公述人の出席がりましたが、いずれの地区においても、漁場計画案に対しての意見等はありませんでした。

出席頂きました委員の皆様、ご多忙のところありがとうございました。

- 日光局長： 以上で、檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）（案）についての説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 工藤会長： 議案の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。
- 委員一同： ありません。
- 工藤会長： 議案第1号の諮問内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。
- 委員一同： 異議ありません。
- 工藤会長： それでは、そのように決定します。
次に、議案第2号の「北海道資源管理方針の一部改正について」を上程します。
振興局から説明願います。
- 村山係長： 議案第2号の「北海道資源管理方針の一部改正について」ご説明いたします。
始めに、右上に資料2と記載の資料をご覧ください。
1ページは「北海道資源管理方針の一部改正について」の諮問文となっております。
漁業法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、本委員会の意見を聴くものであります。
別紙1に北海道資源管理方針の新旧対照表をお示ししており、右が現行の道方針、左が改正案となっております。今回変更がある部分については、下線を引いた部分となっております。
今回の主な改正内容については、「資料1-1 北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容について」と別紙1の新旧対照表を併せてご覧いただければと思います。
今回の改正内容は、大きく分けて資料1-1の（1）と（2）にお示しする2点となります。
まず、一点目ですが、新旧対照表の1ページ目、「さんま」の配分の基準につきまして、他都道府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合には、全量を北海道さんま漁業管理区分から加除する旨の規定を追加するものです。
続きまして、資料1-1の（2）の道方針の別紙3の追加です。
国が進める改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自

村山係長： 主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へ移行していくこととなります。

認定協定への参加は、漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道としても現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要がありますが、協定を知事が認定するためには、対象資源が北海道資源管理方針の別紙に位置づけられている必要があります。

このため、昨年12月の一部改正で「19資源」を追加したところですが、今回は、残り「42資源」について、北海道資源管理方針の別紙3に追加するもので、これで、現行の資源管理計画の対象となっている魚種は全て道方針に定められることとなります。

資源ごとの資源管理の方向性は、資料1-2をご覧ください。

資源ごとに資源水準や動向、資源管理の方向性（案）を記載しており、備考欄には、資源評価の状況を記載しております。

資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源が低位、低水準のものは、5年後「2028年」までに中位、中水準以上に回復することとしています。

また、中位、中水準以上の資源については、その資源水準を維持することを資源管理の方向性としております。

なお、備考欄で「資源評価なし」と記載されている資源については、水研や道総研による資源評価が行われておらず、漁獲量の情報しか有していない資源であることから、道総研の助言の元、直近の漁獲量の情報を元に暫定的に資源水準の判定を行い、資源管理の方向性を定めております。

漁獲努力量が減っていたり、時化など海況の影響など、漁獲量だけでは資源水準を的確に判断できないことは十分承知しておりますが、今後、道総研の協力を得て利用可能なデータが手元に揃ってきた段階で、改めて資源管理の方向性を見直して参りたいと考えておりますので、年度内に円滑に協定に移行するためご理解をお願いいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第2号の諮問内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

工藤会長： 次に、議案第3号の「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程します。
振興局から説明願います。

村山係長： 議案第3号の「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」ご説明いたします。

始めに、右上に資料3と記載の資料をご覧ください。

1ページは諮問文となっており、今回は、「まさば」及び「ごまさば太平洋系群」、「ずわいがにの各系群」のTACに関して、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を聴くものです。

併せて、令和5管理年度の「さんま」の知事管理漁獲可能量を変更するとともに、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、本委員会の意見を聴くものです。

別紙1をご覧ください。

北海道知事が公表しようとする知事管理漁獲可能量の案となっております。

詳細につきましては、魚種ごとに説明して参ります。

資料2-1「令和5年のTACについて」をご覧ください。

これは、4月24日に開催された国の「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国から示された令和5管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき、北海道に定められた数量の概要を示したものであります。

最初に、まさば及びごまさば太平洋系群ですが、最大持続生産量（MSY）を達成する産卵親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定される「まさば」と「ごまさば」のABCの合計値が、その年のTACとして設定されています。

まさば及びごまさば太平洋系群のMSYを達成する親魚量は「170万3千トン」であり、対して2021年の平均親魚量は、「168万6千トン」でMSYをわずかに下回る資源状態となっておりますが、昨年よりも親魚量が増加したこともあり、今回、設定されたTACは前年より「1,000トン」多い「51万トン」となっております。

TAC配分については、日本全体「51万トン」に対し大臣許可漁業（主に大中型まき網漁業）に「29万トン」、北海道へは数量が明示されない『現行水準』と定められております。

また、「まさば対馬暖流系群」及び「ごまさば東シナ海系群」については、北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。

次に、ずわいがにですが、北海道に係るのは「北海道西部系群」と「オホーツク海南部」となっております。

こちら、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については、平成9年以降の最大漁獲量を考慮し「43トン」が設定され、全量の「43トン」が北海道に定められています。

村山係長： また、オホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、「1,000トン」がTACとして設定され、うち「125トン」が北海道に定められています。

次に、北海道に配分されたTACの知事管理区分への配分についてご説明します。

資料2-3をご覧ください。

「まさば」及び「ごまさば」については、北海道には数量が明示されない「現行水準」と定められていることから、「北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業」も「現行水準」としております。

資料2-4をご覧ください。

「ずわいがに」の配分の考え方についてですが、①として、北海道に数量が定められた系群が「ずわいがに北海道西部系群」と「ずわいがにオホーツク海南部」の2系群あり、それぞれ別々に管理することとしています。

②として、「ずわいがに北海道西部系群」の「43トン」については、配分に係る道の通知に従い、配分比率を「9：1」としていることから、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」には「39トン」、「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」は「現行水準」として管理することとしております。

③として、「ずわいがにオホーツク海南部」の125トンについては、知事管理区分が一つであることから、全量を「北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業」に配分することとしています。

続きまして、別紙2の令和5管理年度の「さんま」の知事管理漁獲可能量の変更について、説明します。

別紙2をご覧ください。

北海道知事が公表しようとする知事管理漁獲可能量の案となっております。

資料2-2をご覧ください。

「さんま」は、国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月のNPFC年次会合で「さんま」の保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約3万7千トン減の118,131トンとなっております。

配分については、全さんま、道東さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われていますが、昨年の11月に確認書の内容が改訂され、新たな内容に基づく配分となっており、北海道に対しては「4,800トン」が配分されています。

道内配分について、資料2-5をご覧ください。

まず、国からの配分数量を、知事許可漁業であるさんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分とそれ以外の「その他漁業」の管理区分で管理し、さんま漁業については「4,600トン」を分配して管理することとし、その他漁業については現行水準とします。

「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」です

村山係長：が、別紙3をご覧ください。

背景ですが、さんまについては国の留保枠が設けられてきたものの、令和4管理年度までは国の留保から都道府県などへの配分方法は定められてきませんでした。令和5管理年度からは配分できるように国の基本方針が改正され、今般、先ほどご説明したように道方針を改正し、追加配分の基準を定めることとしています。

また、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、他魚種（まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら根室海峡及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

今後の取扱いをご覧ください。

さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針別紙1-1の第3に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

資料2-6として「令和4年と令和5年の配分量比較について」を添付しておりますので参考としてください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第3号の諮問内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

工藤会長： 次に、議案第4号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を上程します。
振興局から説明願います。

村山係長： 議案第4号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」ご説明いたします。

令和2年12月に漁業法が改正され、知事許可漁業は、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定め、この制限措置とともに申請すべき期間などを公示した上で許可をすることになっており、この「制限措置」、「申請期間」、「許可の基準」を定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりまして、今後新たに更新を迎える漁業許可に係る制限措置等の案について、この度、意見を聴くものであります。

諮問は、本庁処分の許可2件、振興局処分の1件についてであります。

説明は、本庁処分の2件から説明いたします。

まず、資料4-1をご覧ください。対象の漁業は、檜山振興局沖合海域における「えびかご漁業」の許可ですが、令和5年4月27日付け漁管第272号が諮問となっております。

諮問内容の「制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、2ページをご覧ください。実際に公示する内容の案が「資料1」となっておりまして、左の欄から、

- (1) 漁業種類は、えびかご漁業です。
- (2) 操業区域は、檜山振興局管内沖合海域で、檜海共第2号、第4号、第6号、第8号、第12号、第14号、第16号及び第18号共同漁業権漁場区域となっております。
- (3) 漁業時期は、毎年、10月1日から翌年7月31日までのうち5ヶ月以内であって、許可証に記載されている操業期間となっております。
- (4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、檜海共第2号、第18号共同漁業権漁場区域が1隻、檜海共第4号、第18号共同漁業権漁場区域が1隻、檜海共第6号、第18号共同漁業権漁場区域が2隻、檜海共第8号、第18号共同漁業権漁場区域が2隻、檜海共第12号、第18号共同漁業権漁場区域が2隻、檜海共第14号、第18号共同漁業権漁場区域が3隻、檜海共第16号、第18号共同漁業権漁場区域が1隻となっております。
- (5) 船舶の総トン数は、20トン未満です。
- (6) 漁業を営む者の資格は、檜山振興局（八雲町熊石を含む。）管内に住所を有する者となっております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年7月22日から令和5年8月21日までとなっております。備考欄には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可にあたっての条件を記載しております。

なお、「えびかご漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い」については、参考資料として添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に、資料4-2をご覧ください。対象の漁業は、北海道沖合海域に

村山係長：おける「いるか突棒漁業」の許可ですが、令和5年4月21日付け漁管第191号が諮問となっております。

諮問内容の「制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、2ページをご覧ください。実際に公示する内容の案が「資料1」となっております。左の欄から、

- (1) 漁業種類は、いるか突棒漁業です。
- (2) 操業区域は、北海道の最大高潮時海岸線から沖合5,000メートル以内の区域、森町砂埼灯台と室蘭市チキウ岬灯台とを結ぶ線以西の噴火湾の区域及び室蘭市チキウ岬灯台から半径10,000メートル以内の区域、北方4島周辺海域、ロシア連邦200海里水域を除く、北海道沖合海域となっております。
- (3) 漁業時期は、9月1日から10月31日まで及び翌年5月16日から6月15日までです。
- (4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、1隻です。
- (5) 船舶の総トン数は、20トン未満です。
- (6) 漁業を営む者の資格は、岩手県に住所を有する者であることとなっており、許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年6月30日から令和5年7月31日までとなっております。備考欄には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可にあたっての条件を記載しております。

いるか突棒漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い（道外者）の詳細については、3ページ以降に添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

最後に、資料4-3をご覧ください。対象の漁業は、檜山振興局沖合海域における「はえ縄漁業」の許可ですが、令和5年4月27日付け檜水産第157号が諮問となっております。

諮問内容の「制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、実際に公示する内容の案が「資料1」となっておりまして、資料左の欄から、

- (1) 漁業種類は、はえ縄漁業（たら、めぬけ、さめ）です。
- (2) 操業区域は、檜山振興局管内沖合海域で、檜山・松前両郡界と最大高潮時海岸線との交点から267度30分の線以北、島牧・久遠両郡界と最大高潮時海岸線との交点から297度30分の線以南の海域、ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限るとなっております。
- (3) 漁業時期は、毎年、9月1日から翌年6月30日までとなっております。
- (4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、12隻です。

村山係長：(5) 船舶の総トン数は、20トン未満です。

(6) 漁業を営む者の資格は、檜山振興局（八雲町熊石を含む。）管内に住所を有する者となっております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和5年6月30日から令和5年7月31日までとなっております。備考欄には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可にあたっての条件を記載しております。

はえ縄漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いの詳細については、4ページ以降に参考資料1として添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

工藤会長： 議案の説明が終わりました。

これより審議に入ります。

ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 議案第4号の諮問内容について、異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

次に、報告事項に入ります。報告事項(1)の「令和5管理年度知事管理漁獲可能量の一部変更について」事務局から説明させます。

日光局長： それでは、「令和5管理年度知事管理漁獲可能量の一部変更について」ご説明します。

本件につきましては、前回、第12回の委員会におきまして、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の配分変更につきましては、操業に影響がでないよう配分の迅速性を確保するため、事前に同意を頂き、変更内容につきましては、事後報告とさせていただきました。

今般、くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更がなされましたので、ご報告いたします。

資料5をご覧ください。

国から当初示されました北海道の漁獲可能量、小型魚17.6トン、大型魚319.6トンに、繰越及び国の留保からの追加配分を加えた結果、北海道の漁獲可能量は、小型魚が50.0トン、大型魚が365.3トンへと変更されました。

なお、本件に関しましては、令和5年4月28日付けで道のウェブサ

日光局長：イトに公表されております。以上です。

工藤会長： ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 次に、報告事項（２）の「共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理等の状況等の報告について」振興局から説明願います。

村山係長： それでは、「共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」ご説明いたします。

資料６をご覧ください。

報告文は、令和５年３月３１日漁管第２７８４号となっております。

報告文の内容は、「檜山海区の漁業権者から漁業法第９０条第１項の規定により次のとおり資源管理状況等の報告を受けたことから、漁業法第９０条第２項の規定により報告します」

報告の内容は、別紙をご覧ください。

漁業権毎に報告の内容を記載しております。報告の内容は、漁業法施行規則第２８条第２項各号に定められた

- 一 「漁業権番号」、「漁業種類」及び「漁業の名称」
- 二 「報告の対象となる期間」
- 三 「資源管理に関する取組の実施状況」
- 四 「操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況」
- 五 「その他必要な事項」

について、知事が必要と判断した内容について意見を付して報告します。

漁業種類は、「共同漁業権」と「区画漁業権」、「漁業権番号」や「漁業の名称」は記載のとおりです。

報告の対象となる期間は、「令和３年１月１日～１２月３１日」

「資源管理の取組の状況」及び「漁場の活用の状況」については、知事が漁業権者である各漁協から、例年、報告を受けている漁業権の行使状況の内容などを確認し、意見を付しております。

付されている意見について、「共同漁業権」、「区画漁業権」別々に説明しますと、檜山海区における共同漁業権については、報告の対象件数２４６件のうち、いずれも適切に資源管理に取り組まれていると認められ、９７件は適切かつ有効に漁場が活用されていると認められます。

なお、檜海共第１号のこんぶ漁業他１４８件、計１４９件は、合理的な理由がなく、行使されていない状態であり、漁場を適切かつ有効に活用されていないとしております。

区画漁業権については、報告の対象件数５１件のうち、いずれも適切に資源管理に取り組まれていると認められ、２７件は適切かつ有効に漁場が活用されていると認められます。

なお、檜海区第１号のほっけ養殖業他２３件、計２４件は、合理的な理由がなく、行使されていない状態であり、漁場を適切かつ有効に活用

村山係長：されていないとしております。

この認められる、認められないについては、水産庁の通知に基づき判断しております。

資源管理の取組の状況については、漁場利用において他の漁業者が営む生産活動に支障を及ぼしたり、海洋環境の悪化を引き起こしていないことが確認されれば、適切と認められるとしております。

漁場の活用の状況については、漁業権漁業が営まれ、生産額があがっていれば、適切かつ有効と判断しております。

また、資源保護のための休業や漁獲物を他の漁業の飼料として利用しているなどの合理的な理由が記載されている場合も、適切かつ有効としております。

この他、行使状況において、法第91条第1項各号に該当すると知事が認めた場合は、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効を図るために必要な措置を講ずるべきことを指導するものと法で定められており、指導しようとするときは、海区委員会の意見を聴くこととなっておりますが、今回が初めての海区委員会への報告に加え、法第91条第1項各号に該当する場合の全道的な運用を整理・検討する必要があるため、今回の報告においては指導・勧告の対象にしないこととしております。

以上で、今回の知事からの報告について説明を終わります。

工藤会長： ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 次に、報告事項（3）の「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準について」振興局から説明願います。

村山係長： それでは、「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準について」ご説明いたします。

資料7-1、7-2をご覧ください。

報告は、「定置漁業」、「共同漁業及び区画漁業」の2件であります。

定置漁業の報告文は、令和5年4月17日付け漁管第134号、共同漁業及び区画漁業の報告文は、令和5年4月20日付け漁管第182号となっております。

令和2年12月1日付けで施行された改正後の漁業法では、免許に当たっての優先順位制度が見直されました。

これまでは、同一の漁業権について、適格性を有する者からの免許の申請が複数あるときは、漁業法に免許の優先順位が定められており、これに基づき免許する者を決定しておりましたが、改正後の漁業法では、この優先順位が廃止され、「免許を受けている漁場を適切かつ有効に活用している漁業者」に免許し、適切かつ有効に活用している漁業者がいない場合は、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許することになりました。

村山係長： 令和4年4月14日に発出された水産庁の技術的助言では、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を判断するための審査基準をあらかじめ定めることとされていることから、道では、この審査基準の作成を進めており、お配りした「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）と（共同漁業及び区画漁業）の（案）」をそれぞれ作成したところであります。

それでは、審査基準（定置漁業）（案）から説明に入りたいと思います。

はじめに、この審査基準（案）は、「定置漁業」に係る審査基準となっておりますので、ある一つの定置漁業の漁場に、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者以外の者から複数の申請があった場合に用いることとなります。

言い換えますと、ある一つの定置漁業の漁場に対して免許申請が1件しかない場合や、複数の申請がある場合であっても、当該漁場を適切かつ有効に活用している満了漁業権者からの申請がある場合は、この審査基準を適用することはありません。

審査基準「第1」についてですが、ここでは、この審査基準で用いる用語を定義しています。第1項ですが、この審査基準で用いる「満了漁業権」について定義しており、漁業法第73条第2項第1号で定める「満了漁業権」と同じ意味であります。

第2項ですが、この審査基準で用いる「当該満了漁業権者」について定義しており、申請に係る満了漁業権を有していて、その満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる者のことをいいます。

第3項ですが、この審査基準で用いる「当該満了漁業権者等」について定義しており、次の1号及び2号の両方の条件を満たす者をいいます。

第1号ですが、当該満了漁業権者と同一であるか、または、当該満了漁業権者が共同経営体の場合になりますが、当該満了漁業権者の構成員であって、その議決権の合計が当該満了漁業権者全体の議決権の3分の2以上を占めていること。

第2号ですが、当該満了漁業権者から構成員の変更がある場合は、当該満了漁業権者の構成員の全員の同意があること。

第4項ですが、この審査基準で用いる「役員等」について定義しており、法人の種類によって第1号と第2号とで分けて定義しています。

この「役員等」は、このあと説明します第2第2項第1号及び第2号で規定する「法人化による申請」に係る申請で出てきます。

第1号ですが、法人が株式会社の場合で、会計参与及び監査役を除く取締役を「役員等」と定義しています。

これは、会計参与及び監査役は、法人の経営に直接関わらないため除外しています。

第2号ですが、法人が持分会社の場合で、社員を指しています。定款で「業務を執行する役員」を定めている場合は、この「業務を執行する役員」を指します。

第5項ですが、この審査基準で用いる「他の者」を定義しており、第

村山係長：3項で定義しています「当該満了漁業権者等」以外の者のことを言います。

審査基準「第2」についてですが、ここから申請者のパターン毎の具体的な審査基準について規定しています。

第1項ですが、先ほど第1第3項で定義した「当該満了漁業権者等」が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

これは、免許を受けた漁場を持続的に適切かつ有効に活用することが、地域の水産業の発展に最も寄与することと考えるからです。

なお、申請者が法第71条第1項各号の「免許をしない場合」に該当しないことが前提です。

次に、第2項ですが、「当該満了漁業権者等」が法人化や共同経営化をして、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合の取り扱いを免許申請の形態別に第1号から第3号に分けて規定しています。

第1号は、「当該満了漁業権者等」が法人を設立しその法人の役員等になって、その法人が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

第2号は、「当該満了漁業権者等」が、先ほど第1第5項で定義した「他の者」と共同して法人を設立し、「その法人の役員等のうち、当該満了漁業権者等がなっている役員等の議決権の合計が、その法人における議決権全体の3分の2以上を占めている」法人が、当該満了漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権について免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

第3号は、「当該満了漁業権者等」が、「他の者」と共同経営を行う場合で、「その共同経営体における議決権の3分の2以上を当該満了漁業権者等が占めている」共同経営体が免許申請した場合、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

第3項ですが、第1項から第2項で規定しているケースではないが、個別に検討した結果、第1項から第2項と同様に扱うべきと判断される申請があったときには、その申請者を「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

第4項及び第5項についてですが、第1項から第3項に該当する者から申請が無く、第1項から第3項に該当しない者から申請があった場合は、別紙1「地域の水産業の発展に最も寄与する項目」で評価し、その点数の合計が最も高い申請者を「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うことを規定しています。

また、点数の合計が最も高い申請者が複数いた場合は、これら点数の合計が最も高い申請者全員でくじ引きを行い、「地域の水産業の発展に最

村山係長：も寄与すると認められる者」を決めることと規定しています。

なお、別紙1の評価項目は、「北海道の水産業の発展に向けた総合的かつ計画的な推進を図るために作成している『北海道水産業・漁村振興推進計画』を軸に作成しております。評価項目の詳細は、後ほど説明します。

附則では、この基準の適用開始日を規定しており、令和6年1月1日以降を免許予定日とする定置漁業の免許申請から適用することとしています。

「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準（定置漁業）別紙1（案）」をご覧ください。

これは、先ほどの説明と重複しますが、この別紙1は、「北海道の水産業の発展に向けた総合的かつ計画的な推進を図るために作成している『北海道水産業・漁村振興推進計画』を軸に作成しております。7つの項目（小項目）を設けており、最大で6点満点となっています。個々の項目について説明します。

小項目「資源管理協定への参加計画や秋サケ親魚確保の取組み」についてです。

これは、漁業法第124条に規定する資源管理協定に参加する計画がある者（ただし、申請する漁業権が存在する海区にある定置漁業権の漁業権者が参加する協定に、申請する漁業権で参加する場合に限る。）に、1点加点するものです。

小項目「秋サケの増殖事業への参加」についてです。

これは、申請する漁業権がある地域の地区さけ・ます増殖事業協会が定める負担割合に基づく増殖に係る負担金を拠出する計画がある者に、1点加点するものです。

小項目「労働者の確保状況又はその計画」についてです。

これは、申請した定置漁業権で漁業従事者として雇用する者のうち、3分の2以上の者が、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村を住所地とする者である場合に加点するもので、①申請日時時点で雇用している、又は、今後雇用する具体的な計画を持っている場合は1点を、②今後雇用する計画を持っている場合は0.5点を加点することとし、①と②は重複して加点はしないものです。

小項目「生産体制の効率化による経費縮減の取組」についてです。

これは、当該満了漁業権とおおむね等しい漁業権について、当該満了漁業権者等が、共同経営化や法人化して申請する場合で、先に説明しました「審査基準本文の第2第2項及び第4項」に該当しない申請について1点加点するものです。①は共同経営化、②は法人化の場合です。

小項目「定置漁業の着業に向けた体制の整備」についてです。

これは、申請する定置漁業権で使用する漁船や漁具を準備している又は準備する計画がある場合に加点するもので、①漁船と漁具両方をすでに所有している又は所有はしていないが使用権をすでに取得している場合や、まだ所有や使用権を取得していないが所有や使用権を取得する具体的な計画がある場合は1点を、②漁船及び漁具の所有または使用権を

村山係長：取得する計画がある場合は0.5点を加点することとし、①と②は重複して加点はしないものです。

小項目「地域で行う付加価値向上等の生産・販売活動の取組への参加」についてです。

これは、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、漁業者団体などが取り組んでいる鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組に参加する具体的な計画がある、または、申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、他の定置漁業者と協力して、鮮度保持、付加価値向上や販路拡大の取組を実施する計画がある場合に0.5点を加点するものです。

なお、申請する定置漁業権で漁獲される魚種を対象とした取組みで、第15次定置漁業権の存続期間中、毎年実施する場合があります。

小項目「豊かな海と森づくりの推進や水域環境の保全対策への取組状況」についてです。

これは、申請する定置漁業権が存在する海区に面する市町村において、「魚付林や河畔林の整備保全活動」、「魚道維持清掃活動」、「港や海岸清掃活動」を第15次定置漁業権の存続期間中に毎年実施する具体的な計画がある場合に0.5点加点するものです。なお、活動に従事するか直接出資するものに限りません。

以上が、定置漁業に係る「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準」であります。

次に「共同漁業及び区画漁業」に係る「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準」についてご説明します。

基本的には、定置漁業と審査基準は同じですが、共同漁業及び区画漁業においても、「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」を判断するための審査基準が必要であることから、先にご説明しました定置漁業とは別に作成するものです。

第2第1項から第3項に該当する者から申請が無く、第1項から第3項に該当しない者から申請があった場合は、別紙で評価し、その評価が最も高い申請者を「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」として取り扱うこととしています。

なお、今次の海面漁業及び区画漁業切替でこの審査基準により適用が想定される申請はありません。

以上で説明を終わります。

工藤会長： ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問はありませんか。

成田委員： 点数についてだが、点数によって優先順位が決まるのか。

工藤会長： 複数人が申請して、その場所でやりたいとなった場合適用になります。その他、ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 以上で、本日の委員会の議事は終了です。
ご意見などが無ければこれで閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同： （意見等なし）

工藤会長： 最後に事務局から、次回委員会の予定を説明願います。

日光局長： 次回の委員会は、7月の頭を想定しています。議題の内容は、定置漁業権の漁場計画を予定しております。

工藤会長： それでは、本日の委員会は、これもちまして終了します。